

付帯メニュー定義書
【スマートハイムねん割】

2021年12月8日実施

積水化学工業株式会社

付帯メニュー定義書【スマートハイムねん割】(以下「本定義書」といいます。)は、当社のスマートハイムでんき供給サービスをご契約いただくお客さま向けに、当社の「電気の供給および発電設備等からの電気の受給に関する約款」(以下「本約款」といいます。)、 「電気料金メニュー定義書」(以下「料金定義書」といいます。)にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 定義

本定義書で用いる用語については、本定義書に定めのない限り、本約款および料金定義書に規定するところによります。

2 適用条件

- (1) 当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、スマートハイムねん割を適用します。
 - ① 電気の供給開始日が 2021 年 12 月 1 日以降であること。
 - ② 当社の電気料金メニュー「スマートハイムプランA」、「スマートハイムプランB」、「スマートハイムプランC」のいずれかが適用されること。
 - ③ 過去に本定義書で定めるスマートハイムねん割の適用を受けたことがないこと。
- (2) (1)にかかわらず、電気の供給開始に必要なとなる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合、その他当社が不適切と判断した場合は、「スマートハイムねん割」を適用できないことがあります。

3 割引内容

- (1) 当社は、2 (適用条件) に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、料金定義書 5 (電気料金) に記載するスマートハイム割に加えて、次項以降に定めるスマートハイムねん割を適用します。
- (2) スマートハイムねん割の割引額は、料金定義書 5(1) 記載の基本料金および料金定義書 5(2) 記載の電力量料金の合計金額に、10%を乗じて小数点以下第 2 位まで算出します。
- (3) スマートハイムねん割を適用する場合、電気料金は、料金定義書 5 (電気料金) の定めにもとづきそれぞれ算出される、基本料金、電力量料金 (従量料金±燃料費調整額) および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額から、スマートハイム割および前項にもとづき算出されるスマートハイムねん割の割引額を差し引いて算出します

4 適用期間

スマートハイムねん割の適用期間は、電力供給開始日から、供給開始後初めて到来する検針日の 12 ヶ月後の検針日前日までとします。

なお、2 (適用条件) に該当しないことが判明した場合は、すでに請求した料金、および、ご請求予定の料金のうち、スマートハイムねん割の相当額を、後日の電気料金と合わせてお支払いいただきます。

5 日割計算時の取扱い

本約款 18（日割計算）にもとづき電気料金を日割計算する場合もスマートハイムねん割を適用するものとします。この場合、本約款 18（日割計算）にもとづき基本料金等を日割計算してスマートハイムねん割の割引額を算出するものとします。

6 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、本約款 2（本約款等の変更）を適用します。この場合、本約款 2（本契約等の変更）において、「本約款」を「本定義書」と読み替えて適用します。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社 Web サイト上でお知らせします。
- (3) 本定義書の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、本約款 2（本約款等の変更）(2)に準じるものとします。

附則

1 実施期日

本定義書は、2021年12月8日より適用します。